

令和6年第7回清瀬市農業委員会議事録

令和6年7月23日午前9時00分から午前9時23分、清瀬市役所において、清瀬市農業委員会を開催。

- 1 出席委員
- | | | | |
|--------|-------|-------|-------|
| 会 長 | 第10番 | 松村 俊夫 | |
| 会長職務代理 | 第12番 | 小寺 正明 | |
| 第1番 | 齊藤 正樹 | 第2番 | 小寺 一壽 |
| 第3番 | 村山 昇 | 第4番 | 村野 和博 |
| 第5番 | 村野 正明 | 第6番 | 森田 庄司 |
| 第7番 | 中村 正一 | 第8番 | 新井 誠子 |
| 第9番 | 村山 孝 | 第11番 | 高橋 将則 |
| 第13番 | 坂間 和弘 | 第14番 | 土屋 俊治 |

- 2 議長 松村 俊夫(会長)

- 3 書記 戸野慎吾・石井健・山下航平

- 4 付議事項
- (1) 相続税納税猶予制度に基づく「引き続き農業経営を行っている旨の証明願」について
 - (2) 相続税納税猶予制度に基づく「引き続き認定都市農地貸付け等を行っている旨の証明願」について
 - (3) 「都市農地の貸借の円滑化に関する法律」に基づく計画審査について
 - (4) 農地法の届出について〔4条関係〕
 - (5) 農地法の届出について〔5条関係〕
 - (6) その他

議 長 おはようございます。今週末は農業まつりの実行委員会がありますので皆様出席をお願いいたします。また、先月の農地パトロールで確認した箇所について、担当地区の皆様は農地の管理状況を確認するようお願いいたします。それでは定刻になりましたので、令和6年第7回清瀬市農業委員会を始めたいと思います。本日は、委員14名中14名の出席となっております。会議規則第6条の規定により過半数を満たしておりますので、本日の総会は成立いたします。会議を開催するにあたり議事録署名委員を指名させていただきます。第14番の土屋俊治委員、第1番の齊藤正樹委員となっております。よろしくお願いいたします。

議 長 議案第 1 号、相続税納税猶予制度に基づく「引き続き農業経営を行っている旨の証明願」についてを議題とさせていただきます。事務局より議案の説明をお願いします。

事務局 はい。こちらは相続税納税猶予制度を適用された方が、3 年ごとの報告を税務署に行う際に必要な書類になっております。申請は 4 件です。申請者の住所氏名等は省略させていただきます。

[事務局より説明]

議 長 現地調査に行った高橋委員より 1 件目の報告をお願いします。

高橋委員 7 月 3 日に事務局の山下さんと現地調査を行いました。対象地は 3 カ所あり、雑草は多少生えていましたが、申請者の家族が頻繁に耕耘しているのを見かけるため、管理上の問題はないと思います。

議 長 2 件目村山昇委員よりお願いいたします。

村山昇委員 7 月 1 2 日に事務局の山下さんと現地調査を行いました。対象農地は 5 カ所ありまして、そのうち 3 カ所はきれいに耕耘されておりました。4 カ所目はサトイモが栽培されておりました。5 カ所目は自宅の近くにあり、トマトとナスを栽培しておりました。いずれの農地も管理が行き届いており問題ないと思います。

議 長 3・4 件目土屋委員よりお願いいたします。

土屋委員 7 月 9 日に事務局の山下さんと現地調査を行いました。3 件目の対象農地は 2 か所で 1 カ所は耕耘されており、もう 1 カ所はショウガを栽培しておりました。問題ないと思います。続いて 4 件目についてです。対象農地は 1 カ所で西側が露地、東側はハウスが立っておりました。ハウスは 6 棟あり、3 棟でキュウリ、1 棟でトマト、1 棟でスイカを栽培しており、残りの 1 棟は作付けがされておりました。西側の露地はナス、シシトウ、ピーマンなどが栽培されておりました。農地の管理状況は良いので問題ないと思います。

議 長 只今担当委員より説明がございました。各委員何か質問はありますでしょうか。

委 員 異議なし。

議 長 それでは承認させていただきます。
議案第2号、相続税納税猶予制度に基づく「引き続き認定都市農地貸付け等を行っている旨の証明願」を議題とさせていただきます。事務局より説明をお願いいたします。

事務局 はい。こちらは、相続税納税猶予制度を適用された方で認定都市農地貸付け等を行っている場合に、3年ごとの報告を税務署に行う際、こちらの証明が必要となります。申請は1件です。申請者の住所氏名等は省略させていただきます。

[事務局より説明]

議 長 只今、事務局で朗読説明がございました。担当地区の村山昇委員が現地を確認しておりますので、報告をお願いします。

村山昇委員 7月12日に事務局の山下さんと現地調査を行いました。この農地は市内の農業者へ貸借をしております。農地は全面トウモロコシが栽培されており、道路際もきれいに管理されていたので問題ないと思います。

議 長 只今担当委員より説明がございました。各委員何か質問はありますでしょうか。

委 員 異議なし。

議 長 それでは承認させていただきます。
議案第3号、「都市農地の貸借の円滑化に関する法律」に基づく計画審査についてを議題とさせていただきます。事務局より議案の説明をお願いします。

事務局 はい。こちらは生産緑地に限り貸借を可能にする法律でございます。また期間満了になると、自動更新がされることはなく権利が終了し、所有者へ農地が戻ります。申請は1件です。申請者の住所氏名は省略させていただきます。

[事務局より説明]

議 長 現地調査に行った村野正明委員と森田委員より報告をお願いいたします。

村野正明委員 7月16日に借受人と土地所有者が立会のもと、森田委員と事務局の山下さんと現地調査を行いました。野塩の自宅の目の前の農地と梅園にある農地を借受人に貸されるということで申請がありました。借受人は土地所有者のご家族であり、借受人が主体となり新たに農業経営を開始することから今回申請がございました。借受人は川越のばら園でばらの栽培管理から販売までの研修を約2年間受けております。農業従事状況としては借受人を中心に2名の方が従事するとのことでした。研修を十分に受けており、かつ農業知識および意欲があることから特に問題ないかと思えます。

森田委員 7月16日に借受人と土地所有者が立会のもと、村野委員と事務局の山下さんと現地調査を行いました。野塩の農地にはハウスが立っており、そのうち2棟のハウスではばらとアカシアを栽培するとのことでした。梅園の農地には現在施設はありませんが、今後ハウスを建ててばらを栽培するとのことでした。農地の管理状況については、雑草等が若干残っている箇所もありましたが、除草をされている途中とのことでした。今後改善される見込みです。農地の管理についても、今後行っていく意思があることから特に問題ないかと思えます。

議 長 只今担当委員及び事務局より説明がございました。各委員何か質問はありますでしょうか。

委 員 異議なし。

議 長 それでは、異議なしということで承認させていただきます。議案第4号、農地法に基づく届出「4条関係」についてを議題とさせていただきます。農地法第4条の専決処理報告を事務局より、お願いします。

事務局 はい、それでは農地法第4条第1項第7号の規定による自己による農地転用の届出、専決処理報告をさせていただきます。届出は2件です。申請者の住所氏名等は省略させていただきます。6月11日から7月10日までの受付分となっております。

[事務局より説明]

議 長 質問等はございますか。

委 員 異議なし。

議 長 以上が4条の報告です。
議案第5号、農地法に基づく届出「5条関係」についてを議題とさせていただきます。農地法第5条の専決処理報告を事務局より、お願いします。

事務局 はい、それでは農地法第5条第1項第6号の規定による権利移動を伴う農地転用の届出、専決処理報告をさせていただきます。届出は1件です。届出者の住所氏名等は省略させていただきます。6月11日から7月10日までの受付分となっております。

[事務局より説明]

議 長 只今事務局より説明がございました。質問等はございますか。

委 員 異議なし。

議 長 以上が5条の報告です。
議案第6号、その他を議題とさせていただきます。

(1) 会議の日程について

①第1回清瀬市農業まつり実行委員会

令和6年7月26日(金) 午後4時00分より清瀬市役所で行われます。参加者は農業委員と事務局です。

②第8回清瀬市農業委員会

令和6年8月27日(火) 午前9時00分より清瀬市役所で行われます。参加者は農業委員と事務局です。

以上が会議の日程でございます。
全体を通して質問等はございますか。

委 員 特にありません。

事務局 事務局はありません。

議 長 特にないようですので、終了したいと思います。

職務代理 慎重審議ありがとうございます。以上をもちまして、第7回清
瀬市農業委員会閉会致します。お疲れ様でした。

議 長

署名委員（第14番）

署名委員（第1番）